

家電リサイクル対象品の扱いや廃棄物搬入規制で

自治体に協力を要請

環境省が事務連絡

環境省は東日本大震災に関連し、都道府県や政令市に対し、「被災した家電リサイクル法対象品の処理について」、「他の自治体からの廃棄物搬入受け入れおよび産業廃棄物処理施設の運転管理の適切な実施について」それぞれ事務連絡を行った。

被災した家電リサイクル法対象品目（テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫）については、被災地ではがれき等の迅速な処理が最優先であるとか、災害廃棄物として他の廃棄物と一緒に処理することもむずかしくて、他の廃棄物と一緒に処理することもむずかしいとした。他の自治体から搬入される等と混在していない場合は、自治体から搬入される等と混在しない場合は、まず自治体が収集した災害廃棄物の中から可能な範囲で家電リサイクル法対象品目を分別する。

この判断が困難な場合は、家電メイカーが支援する。支援受付窓口は、家電製品協会が務める。リサイクルが見込め場合は、まずは、まず、災害廃棄物の中から可能な範囲で家電リサイクル法対象品目を分別する。リサイクルが見込める場合は、災害廃棄物として他の廃棄物と一緒に処理することになる。

このため、同省では従来から他自治体からの産廃の搬入規制については、

搬入規制を見直し適切な対応を行つよう求めている。災害廃棄物の処理を進めるには、関係自治体等が連携して、廃棄物の広域的処理を円滑、迅速かつ適切に行つ必要があり、また、今後被災した自治体等から他自治体の産廃処理業者に對し協力が要請されることも想定される。

このため、同省では従

来から他自治体からの産廃の搬入規制については、

見直しを要請していた

が、特に被災地域で生じた廃棄物の処理への対応として、被災地からの廃棄物の受け入れが円滑に進むよう適切な措置を講じることも、自治体お

よび廃棄物処理施設の設置者等関係者間の連携を密

にし、被災地域への管内

廃棄物処理施設情報の提供を行

うなどで、被災地域で発

生した廃棄物が円滑、迅

速かつ適切に処理される

よう配慮することを求めている。